

平成 27 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 日創プロニティ株式会社
代 表 者 代表取締役社長 石 田 徹
本 社 福 岡 県 福 岡 市 南 区 向 野 一 丁 目 15 番 29 号
所 在 地
コ ー ド 番 号 (3 4 4 0 Q-Board)
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 西 川 新 二
TEL092-552-3749

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 7 日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を一部改定し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念、行動規範及びコンプライアンス規程を定め、研修、会議、業務及び通達を通じて取締役及び使用人に対する周知徹底を図る。
- (2) 会社から独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場でコンプライアンス体制の確保に努める。
- (3) 内部監査人は、監査役及び会計監査人と連携し、監査計画に基づいて内部監査を実施し、その監査結果を代表取締役に報告するとともに、被監査部門へフィードバックを行う。
- (4) 社外取締役を内部通報窓口とした内部通報制度運用規程を周知徹底し、コンプライアンスに反する行為の発生防止と早期発見を図るとともに、通報者に対する不利な取扱いを禁止する。なお、内部通報窓口は、通報を受けたときは、直ちに、監査役へ報告しなければならない。
- (5) 反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を行動規範に定める。これらの勢力に対しては、警察当局、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士と密接な連携をとって、一切の関係を遮断する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る議事録、決裁書類及びその他重要な情報は、文書管理規程等社内規程に基づいて適切に保管管理を行い、常時、取締役、監査役及び会計監査人等が閲覧又は謄写可能な状態に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 内的要因及び外的要因にて起こりうるリスクをリストアップし、リスクマネジメントの状況を定期的に取り締役会へ報告する。
- (2) 重大なリスクが発生した場合は、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大防止と再発防止に向けた体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を毎月1回、定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- (2) 取締役の職務執行の効率向上に資するため、社外取締役は独立した立場での監視・監督のみならず、企業経営全般について助言を行う。
- (3) 経営の基本方針、基本戦略及び経営目標を明確にするため、取締役会において中期経営計画及び年度経営計画を決定し、目標達成に向けた進捗の管理を行う。
- (4) 取締役会規程、職務権限規程により取締役会に付議すべき事項、報告すべき事項及び各取締役で決裁が可能な事項を定め、意思決定プロセスの明確化と迅速化を図る。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

該当事項はない。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人は置いていないが、監査役会が必要とした場合は監査役会の決議により監査役の職務を補助すべき使用人を速やかに設置する。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒について事前に監査役会の同意を得る。

8. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人を設置した場合は、当該使用人は監査役の指揮命令に服する。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び取締役又は使用人の職務執行の状況を把握するため、取締役会その他重要な意思決定会議に出席するとともに、決裁書類及び重要な文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人にその説明を求める。
- (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事象が発生し又は発生するおそれがあると

き及びコンプライアンスに反する行為を発見したときは、直ちに、監査役に報告しなければならない。

(3) 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じ必要な報告及び情報の提供を行う。

10. 監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役又は使用人に対し、報告したことを理由として不利な取扱いを行ってはならず、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

12. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役、担当取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、適切な意思疎通と連携を図る。

(2) 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告を受けるほか、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。

(3) 内部監査人は、内部監査計画及びその実施結果を、計画立案及び内部監査実施の都度、監査役へ報告する。

(4) 監査役会規程、監査役監査規程及び監査役監査基準の改廃は、監査役会が行う。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 財務報告の信頼性の確保及び内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の仕組みが適正に機能することを継続的に評価し必要な是正を実施する。

(2) 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

以上